

○総務省告示第百八十二号

電気通信事業法施行規則（昭和六十一年郵政省令第二十五号）第二十二条の四の規定に基づき、平成二十八年総務省告示第二百二十一号（電気通信事業法第三十条第三項第二号の規定により禁止される行為の相手方となる電気通信事業者を指定する件）の一部を次のように改正する。

令和五年四月二十日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改 正 後	改 正 前
備考	電気通信事業法第三十条第一項の規定により指定された株式会社NTTドコモに係る同条第三項第二号の規定により禁止される行為の相手方は、次に掲げる電気通信事業者とする。	〔同上〕
九	六〔一～五 略〕 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 〔七 略〕 エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社 〔八 略〕	六〔一～五 同上〕 株式会社NTTぷらら 〔七 同上〕 〔新設〕 〔同上〕
表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。		